

1998（平成10）9月17日
弁護士 坂 和 章 平

第1 自己紹介

昭和24年1月26日愛媛県松山市生まれ。

昭和46年3月大阪大学法学部を卒業。

昭和47年4月26期司法修習生。

昭和49年4月大阪弁護士会弁護士登録

昭和54年7月坂和章平法律事務所（現・坂和総合法律事務所）を開設。

一般民事事件多数。

都市計画、まちづくり関係事件多数。

朝日新聞「論壇」平成7年2月10日（資料①）

平成10年5月12日（資料②）

また共済・損保の交通事故の事件を多数処理。

本来の弁護士業務の他、まちづくり活動、論文、出版、講演等多方面で活動（資料③）。

第2 法律的なものの考え方アラカルト

（西欧的合理主義と日本人の思考法）

（1）証拠による事実認定

「水を入れたコップがある。ここに葉っぱを入れたら浮き、石を入れたら沈む」という言い方は正しいか？

（2）「疑わしきは罰せず」の考え方とオウム事件

（3）「少年法の理念」と少年A事件

（4）「大岡裁き」と「ソロモン王の裁き」の異同

（5）陪審制と弁護士の役割を考える

① 市民の義務、市民から選ばれた陪審員

② 法廷での証拠のみに基づいて判断

③ 職業裁判官制度との優劣

映画「告発の行方」「レインメーカー」など参照。

（資料④）

第3 相続問題——法律アドバイス

1. 相続人と相続分・遺留分

（1）相続人（民887・889・890）

（2）代襲相続（民887）

（3）相続分（民900）

（4）遺留分（民1028）

（5）遺留分の生前放棄（民1043）

（6）相続人の不存在（民951）

特別縁故者への分与（民958の3）、国庫帰属（民959）

2. 遺産分割

（1）遺産分割協議（民906・907）

（2）寄与分（民904の2）

(3) 共有か、現物分割か

(4) 遺産分割の調停

3. 相続の承認・放棄

(1) 承認・放棄の期間 (民915)

(2) 単純承認 (民920・921)

(3) 限定承認 (民922～)

(4) 相続放棄の手続 (民938)

4. 遺言

(1) 要式性 (民960)

(2) 普通方式 (民967)

・自筆証書 (民968)

・公正証書 (民969)

・秘密証書 (民970)

(3) 特別方式

死亡危急時 (民976)など

(4) 遺言の検認・開封 (民1004)

(5) 遺贈・受遺者 (民964)

(6) 遺言執行者 (民1006)

5. 相続税

(1) 課税最低限 (遺産に係る基礎控除)

5,000万+1,000万×法定相続人

(2) 配偶者への税額軽減

(3) 生前の相続税対策

(4) 生命保険金の受取人への課税

第4. その他法律問題アドバイス

1 金銭問題

(1) 個人的な金銭の貸借

(2) 連帯保証債務

(3) 消費者金融

(4) 自己破産

2. その他

(1) 交通事故の法律

(2) 借地・借家の法律

(3) 夫婦・親子の法律

(4) 金銭貸借の法律

(5) 消費者問題の法律

(6) 不動産売買の法律

(7) 建築の法律 etc.

第5 保険の役割とは

——『交通死』(二木雄策 岩波新書 1997年6月)) を考える

(資料⑤)

1 .目次

第1章 一万人を越す年間犠牲者——交通事故と交通犯罪——

- 第2章 被害者抜き形式裁判——刑事裁判の実態——
- 第3章 軽すぎる刑罰——交通犯罪の量刑——
- 第4章 ビジネスとしての賠償交渉——保険会社と弁護士——
- 第5章 なぜ本人訴訟なのか——調停と民事裁判——
- 第6章 定型・定額化している損害賠償——賠償の理念と現実——
- 第7章 没論理的な算定方式——逸失利益の検討——
- 第8章 差別される女性労働者——逸失利益の男女間格差——
- 第9章 画一的な事故処理——弁護士の論理・裁判所の論理——
- 終章 日常化した交通事故——くるま社会の非人間性——

2. その論点（問題提起）

- (1) 保険に入っていれば、加害者は賠償責任なしで本当によいのか？
 - ・「保険にまかせっきり」との批判は？
 - ・金融ビッグバンによる保険料率の自由化、無保険車の増大は？
- (2) 保険会社、弁護士はビジネスとして、賠償交渉をしているのか？
 - ・自賠責保険の意義（被害者救済）
 - ・任意保険の意義（賠償責任の補填）
 - ・保険会社の示談交渉の意義
 - ・弁護士の示談交渉の意義
- (3) 加害者の刑事処分は軽すぎるか？
 - ・業務上過失致死で執行猶予は妥当か？
 - ・重刑にすれば事故は防止できる筈だが、それは妥当か？
 - ・他の犯罪の刑罰とのバランスは？
 - ・「交通事故は代替性あり」をどう考えるか？
- (4) 賠償額の定型化・定額化は不当か？
 - ・後遺障害等級制度の意義と限界
 - ・逸失利益の計算方法の意義と限界
 - ・慰謝料額の定額化の意義と限界
 - ・入・通院慰謝料の定額化の意義と限界
- (5) 男女差、子供差などの「メニュー」は不当か？
 - ・男女差、年齢差による収入差と賠償額？
 - ・メニューという言い方は妥当か？
 - ・自賠責基準、任意保険基準、弁護士基準、裁判所基準の現実をどうみるか？
- (6) 訴訟の場で被害者の気持ちは伝わっているか？
- (7) くるま社会の非人間性を問う！

3 関西TV「メディア・ドゥ」平成10年7月9日放映（60分）

「交通死・被害者は二度殺される」

4. 車の保険（自賠責保険・任意保険）の役割

- (1) だれもが交通事故の加害者にも、被害者にもなりうる（代替性）、くるま社会の中で保険（自賠責・任意）の担う役割は重要。
 - しかし（任意）保険の内容は複雑、一般人には理解しにくい。
- (2) 保険のむずかしさ
 - 保険の種類の多様さ

┌自賠責保険（強制保険）

├┌——対人賠償保険

└任意保険——対物賠償保険

└——車両保険

└——搭乗者傷害保険 など

5. 金融ビッグバン——保険（料率）自由化の意義

(1) 1993年 日米包括経済協議で保険分野の協議開始

- ・保険料率の自由化
- ・生保・損保の相互乗り入れ
- ・傷害保険やがん保険など第三分野の保護

(2) 1996年4月1日 新保険業法の施行

- ・生保・損保子会社による相互乗り入れ

(3) 1996年12月 日米保険協議決着

- ・1998年7月までに損害保険料率自由化

(4) 1998年7月は損保業界にとって節目の月

（保険料率の自由化の月）（資料⑥）

- ・セコムが東洋火災買収（セコム東洋）
- ・ソニーが損保子会社設立
- ・アメリカンホーム保険、チューリック保険「リスク細分型保険」発売
- ・東京海上「T・A・P」発売。代理店の手数料を業績に対応・通販、インターネットを活用した販売
- ・補償内容を選択する新保険
- ・フランスのアクサUAP 日本へ損保進出
→ ①損保業界淘汰の時代 ②自己責任の原則の再確認

6. まとめ

(1) 保険について

- ・保険の意義の再確認
- ・自由競争・金融ビッグバンの理解
- ・自己責任の確立

(2) 交通死について

- ・現代社会において車は不可欠なもの
- ・車を動かすことが大きな社会的責任を伴うことの自覚が大切
- ・事故に対してもまた自分自身に対しても厳格であるべき
- ・交通事故は車と車の問題でも、人と車の問題でもない。人と人との問題であり、人間一人ひとりの内面の問題だ。

第6. 各種保険とニッポン国

1. 損害保険の1998年7月の保険料率自由化により「淘汰の時代」どれだけ生き残れるか？
2. 1995年1月17日 阪神大震災で地震保険は役に立ったか？
3. 生命保険は大丈夫か？
4. 第三分野の保険をどう選択するか？
5. 国民年金、厚生年金は大丈夫か？
6. 介護保険（平成12年4月から施行）は機能するか？

(資料⑦)

第7 (よい) 弁護士の見分け方

1. 弁護士の資格、弁護士会のシステム
2. 弁護士の仕事スタイル
 - ・時間の使い方
 - ・事務所形態
 - ・事務員の数、仕事内容
3. 弁護士を有効に利用するためのノウハウ
 - ・アポをとる
 - ・メモをつくる
 - ・資料を整理する
 - ・日常的に接触を保つ
4. 弁護士の質、能力
 - ・ボス弁とイソ弁
 - ・しゃべり弁と書き弁
 - ・法律知識と人生経験
 - ・人間に対する目
 - ・金に対する目
- 5 悪徳弁護士とは？よい弁護士とは？

以 上